

国民健康保険被保険者に対する傷病手当金の支給について

国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため就労することができなくなった期間に給与等の支払いを受けることができなかったとき、傷病手当金を支給します。

支給を受けるためには、申請が必要です。申請を希望する場合は、必ず事前に電話等でお問い合わせください。

1 支給対象者（下記すべての条件を満たす方）

- ・東根市国民健康保険に加入していること。
- ・勤め先から給与等の支払いを受けていること。
(個人事業主の家族で青色事業専従者給与の支払いを受ける方も対象となります。なお、事業主は対象となりません。)
- ・新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養のため仕事を休み、給与等の全部または一部の支払いを受けることができないこと。
- ・労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日があること。

2 支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して4日目以降、労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日数

3 支給額の計算

1日当たりの支給額※ × 支給対象となる日 = 傷病手当金の支給総額

※1日当たりの支給額 = (直近の継続した3か月間の給与収入の合計額 ÷ 直近の継続した3か月間の就労日数) × 2/3

※ただし、労務に服することができない期間に給与等の支払いを受けた場合は、給与等の額が傷病手当金の支給額を下回る場合に限り、その差額を支給します。

4 対象期間

令和2年1月1日から令和4年3月31日の間で、療養のために労務に服することができなかった期間(ただし、入院が継続する場合等は最長1年6月まで)

裏面に続く

5 申請方法

以下の1～4の申請書をご記入のうえ、1～8を市民課国保医療係(3番窓口)へお持ちください。申請書は市民課国保医療係に備えてあります。ダウンロードもできます。

※郵送による手続きをご希望の場合は、以下の1～4の申請書をご記入の上、5～7の写しとともに同封し、市民課国保医療係まで送付してください。

1. 傷病手当金支給申請書(世帯主記入用) <様式 38号> 記入例をご覧ください。
2. 傷病手当金支給申請書(被保険者記入用) <様式 39号> 記入例をご覧ください。
3. 傷病手当金支給申請書(事業主記入用) <様式 40号> 記入例をご覧ください。

※お勤め先に作成を依頼してください。

4. 傷病手当金支給申請書(医療機関記入用) <様式 41号> 記入例をご覧ください。

※感染又は感染の疑いにより受診した医療機関に作成を依頼してください。自宅待機等により医療機関を受診しなかった場合は、4.傷病手当金支給申請書(医療機関記入用)の提出は不要ですが、その場合、2.傷病手当金支給申請書(被保険者記入用)の事業主記入欄に事業主からの証明が必要です。

5. 傷病手当金支給対象となる本人の被保険者証

6. 手続きされる方の本人確認書類

運転免許証やマイナンバーカード、パスポート等写真付きの証明書類いずれか1点または顔写真のついていない身分証明書(年金証書、保険証等)2点

7. 振込先の通帳(金融機関名・口座番号・支店名の確認ができるもの)

※申請者である世帯主の口座が振込先となります。

なお、世帯主以外の代理人の口座を振込先に希望する場合は、1.傷病手当金支給申請書(世帯主記入用)の受取代理人欄に世帯主からの委任を受けていただき、代理人の印鑑と代理人の通帳をご持参ください。

6 申請期限

就労不能であった日ごとにその翌日から起算し、2年を経過しない日

7 お問い合わせ・申請窓口

〒999-3795

山形県東根市中央一丁目1番1号

東根市 市民課 国保医療係

TEL0237-42-1111 内線 2136